

## 地域計画

策定年月日	令和7年3月21日
更新年月日	令和8年4月10日 ( )
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	坂出市 (37203)
地域名 (地域内農業集落名)	青海地区 (上、中村、向、北山、鏝)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	91.5 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	77.7 ha
② 田の面積	49.9 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	41.6 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	5.7 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.0 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

## (2) 地域農業の現状及び課題

- ・果樹園を中心に有害鳥獣による被害が多く、対応に苦慮している。
- ・畑地(砂地)については長年の連作による収量や品質低下傾向にあり、その改善策として客土を含めた基盤整備に取り組んでおり、圃場条件の改善を図っている。
- ・中山間地域等直接支払事業に取り組む集落が減り、山間部の農地の荒廃化が懸念されている。
- ・進入路のない農地が多い。
- ・水利が不明な所がある。
- ・山間部など傾斜地は柑橘の収益性低下により荒廃化が激しい。
- ・柑橘のモデル農家が必要である。

## (3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・営農の継続が困難であるなど規模縮小を希望する農業者等の農地については、農地中間管理事業を活用して規模拡大の意向がある中心経営体に集積する。
- ・現耕作者による営農が困難となった場合にも、農地機構の機能を活用し、新たな受け手の確保に努める。
- ・圃場整備を進めるよう努める。
- ・主な作物:米麦、露地野菜、果樹

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・農地を将来にわたり維持し活用できるよう、営農が困難となった農地については、認定農業者や集落内で比較的経営規模の大きい農業者を中心に、農地の維持・管理を行っていく。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	24.0	%	将来の目標とする集積率
			25.8 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・地域内の農地は、(公財)香川県農地機構を活用し、担い手への集積を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
・営農の継続が困難であるなど規模縮小を希望する農業者等の農地については、認定農業者や新規就農者等の担い手へ集積を進めるとともに、集団化(集約化)について検討していく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
・農地の集積、集団化(集約化)については、(公財)香川県農地機構の活用を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組
・当該地区は坂出北部地区の一つで、市内でも有数の営農地帯であり、さらに効率的な農業生産を目指して整備事業を推進する。 ・農業競争力強化農地整備事業 坂出北部地区(R9まで)、坂出北部二期地区(R10から)で実施していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
・認定農業者、新規就農者および規模拡大を考えている農業者を中心に農地を利用していくとともに、県やJAなどの関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目のない支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・地域のニーズがあれば検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

・イノシシの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には、有害鳥獣捕獲者にわなや檻の設置を依頼し被害を防ぐ。  
・山間部で農業上の利用が困難である農地については、粗放的な利用等を検討する。  
・果樹の優良品種への改植等を行う際に省力化等が可能となる園地整備を進め、担い手への集積を促す。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和16年度)																
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考												
			ha	ha		ha	ha														
			ha	ha		ha	ha														
			ha	ha		ha	ha														
			ha	ha		ha	ha														
			別紙のとおり			ha	ha														
						別紙のとおり			ha	ha											
									別紙のとおり			ha	ha								
												別紙のとおり			ha	ha					
															別紙のとおり			ha	ha		
																		別紙のとおり			ha
			na	na	ha																ha
			ha	ha	ha	ha															
			ha	ha	ha	ha															
			ha	ha	ha	ha															
			ha	ha	ha	ha															
			ha	ha	ha	ha															
			ha	ha	ha	ha															
			ha	ha	ha	ha															
計	19経営体		22 ha	0 ha		23.6 ha	0 ha														

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
- 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
- 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。